

北海道胆振東部地震により被害を受けられた皆さまへ

平成30年9月6日の胆振東部地震により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

災害により被災されました組合員及び被扶養者の方々の組合員証等の取扱い等について、次のおりお知らせいたします。

○組合員証、被扶養者証の再交付について

組合員証等を紛失した場合には、所属所を經由して再交付申請書に基づき速やかに交付いたしますが、所属所経由での再交付申請が困難な場合においては、直接当組合に申請書を提出いただいても証を交付させていただきます。

○保険医療機関等への受診

組合員証、被扶養者証の紛失等により、受診までに再交付が間に合わない場合であっても、保険医療機関等窓口において、氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）、組合員の勤務先を申し出ることにより、組合員証等がなくても受診することができます。

○災害給付及び災害貸付について

非常災害（地震、火災、水害等）により、組合員の住居若しくは家財に損害を受けた場合には、損害の程度に応じ災害給付の支給や、災害貸付（任継除く）の利用など制度がございますので、当組合にご相談ください。

（制度内容については、当組合ホームページ「短期給付・福祉事業」に掲載しております。）